

総合評価落札方式における「技術資料」について

■ 令和3年7月1日以後の様式が変わります！！

山形県県土整備部（県土整備部所管の出先機関及び各総合支庁建設部を含む。）が発注する総合評価落札方式による建設工事及び建設工事関連業務委託について、令和3年7月1日以後の公告等より適用する要綱・要領・ガイドラインを改正します。

この改正に伴い「技術資料」の様式も改正しておりますので、改正後の新様式にて「技術資料」の作成をお願いします。

ガイドラインでは、「技術資料」に関して「提出しない者」又は「指定された項目の記載をしない者」は、当該項目に対して最低点で評価する（0点評価）こととしておりますので、十分ご注意願います。

なお、入札参加資格の「確認資料」については、従来どおり、必要な確認資料のいずれか一つでも添付がない場合は、入札参加資格を失います。

■ その他

➤山形県県土整備部が制定する総合評価落札方式に関する要綱・要領・ガイドライン（様式含む）は山形県ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

○山形県ホームページ⇒組織から探す⇒県土整備部⇒建設企画課
⇒品質確保（総合評価等の多様な入札方式）

https://www.pref.yamagata.jp/180030/kensei/nyuusatsujouhou/nyuusatsujouhou/2nd_chotatsu/nyuusatsujouhou/kn/nks/hinkaku-nyusatu.html

➤山形県県土整備部以外の部局が発注する工事や業務委託については、所管する部局の要綱等を参照願います。

■ 問合せ先

➤山形県県土整備部 建設企画課 技術管理担当
TEL：023-630-2652